

第 1 回計画策定協議会における協議事項及び各委員からの意見

1 第 1 回計画策定協議会（7/24）における協議事項 趣旨抜粋

(1) 相談支援を行う上での課題

- ・相談支援については直接所管ではない関連分野の相談を断らないこと、相談に継続的に関わり続けること、の 2 点が重要であり、予算に裏付けされた体制づくりが必要だ。
- ・地域の実情を行政が把握することが難しくなっている。学校における子育て家庭への関わりが大切だ。SSW の配置拡充が求められる。
- ・昼間は働いていて、夜間帯に相談しようにも行政窓口が対応しておらず、相談できない。
- ・新生児全戸訪問事業のようなひとり親家庭を対象とした訪問型の取り組みが必要だ。
- ・ひとり親となった際に離転職する人が多く、ハローワークを利用する機会に職業斡旋のみならず幅広い相談に対応していくことを考える必要がある。

(2) 行政からの情報発信

- ・市の HP のひとり親支援ページは見にくく、理解が難しい。
- ・母世代はスマホ中心で情報を得ており、SNS 等による情報発信などが必要では。
- ・ひとり親は若い母親が多い。疾患等の事情もあり、ホームページ等のお知らせの内容理解が難しいこともある。分かりやすい情報を届ける仕組みが必要だ。

(3) 養育費の確保

- ・母子家庭相談支援センターでも相談のテーマになりにくい。養育費を受けることをあきらめている。養育費請求の心理的ハードルを下げるため、法的な手続きの流れなど支援する側の研鑽が必要だ。
- ・未婚の母が問題だ。認知を求めない、養育費を求めない傾向がある。その母の出身世帯も母子家庭で、祖母より「認知・養育費を求めても無駄」との意識が引き継がれていた事例があった。
- ・養育費に関し、法テラス・弁護士を活用も含めて情報が行き届いていない。「支払い意思・能力がない」「相手と関わりたくない」など、弁護士が関わることで調整できる事項で支払いを求めている回答が散見される。
- ・取り決めどおり支払われないケースもある。明石市のような養育費立替をする支援も重要だ。

（裏面に続く）

(4) 虐待事案への対応

- ・昨今の虐待死事案は子どもが幼稚園・保育所に入っておらず、家族以外の社会的な資源につながりがなかった。母子保健事業における関わり、各種相談事業が行き届いていれば防ぐことができたと考えられ、このあたりの強化が必要だ。

(5) その他

- ・多くの母が離婚することを優先してしまうが、弁護士との連携のもと①親権、②DVの慰謝料、③養育費の3点を求めるように助言し、先々の生活・子どもの養育に備えるよう促している。
- ・子どもの貧困対策とひとり親支援は表裏一体であり、子どもの将来の支援だけではなく「今現在」の支援を強化すること、妊娠期からの支援をすることの2点が求められる。
- ・少子化の中で保育ニーズは高まっており、特に延長保育などが子育て支援として重要だ。
- ・円滑な支援を行うため、各種福祉的な支援の前提となる住宅支援も重要である。

2 追加提出の意見 概要

- ・ひとり親世帯は時給で働いているケースが多く、休むことが収入減に直結してしまう。そのため、相談や必要書類の準備の優先順位が下がってしまう。
- ・支援機関が市内中心部に集中しており、移動手段が乏しいと相談に出向かない。
- ・学齢期児童以降の預け先の拡充が必要だ。夜間や休日に安心して預けられれば、ひとり親世帯の就労の幅が広がり、子ども自身の発達も促進される。
- ・私立高校やサポート校は高額な学費がかかり、結果遠方の高校を選ぶこととなり、そのことで中退に至るケースもある。小学生の早い時期から学習支援を行うことで、子どもにとって選択の幅が広がり、奨学金等の活用も見込める。
- ・市営住宅による支援の拡充ができないか。倍率が高く、入居まで時間を要する。また入居時にまとまった資金が必要で、家計を圧迫している状況が見える。
- ・市独自で給付型奨学金制度、あるいは無利子の貸与型奨学金制度を創設してはどうか。
- ・母子・父子医療費助成の現物給付化の実施を検討すべきだ。